

役員選挙の公告

魚沼市土地改良区告示第 7 号

魚沼市土地改良区定款附属書総代役員選挙規程第4条の規定により、役員（理事・監事）の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和 7 年 9 月 23 日

魚沼市土地改良区

理事長

榎 本 春 実

記

- 1 選挙の期日 令和 7 年 9 月 28 日
- 2 投票開始時刻 午前 11 時 45 分
- 3 選挙する役員の数
 - (1) 組合員理事 15 人
 - (2) 組合員外理事（女性） 2 人
 - (3) 監事 3 人
- 4 投票用紙に記載する理事又組合員外理事並びに監事の数 各 1 人
- 5 その他
 - (1) 役員（理事・監事）に立候補しようとする者は、明後日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (2) 役員（理事・監事）の候補を推薦する者（組合員10人以上）は、本人の承諾を得て、明後日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (3) (1)及び(2)の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
 - (4) 役員（理事・監事）の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
 - (5) 選挙区の役員（理事・監事）の候補者の数が選挙すべき役員（理事・監事）の数を超えた選挙区にあつては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。